

平成25年第1回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成25年3月12日 午前10:00

○閉 会 午後 2:44

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐 々 木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

10 番 佐 藤 義 久

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男



平成25年第1回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成25年3月12日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2号 | 潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について   |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について   |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）について   |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例（案）について   |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（案）について   |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（案）について   |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について   |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について   |
| 日程第10 | 議案第11号 | 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について  |
| 日程第11 | 議案第12号 | 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について   |
| 日程第12 | 議案第13号 | 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について   |
| 日程第13 | 議案第14号 | 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について  |

- 日程第 1 4 議案第 1 6 号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 29 議案第 31 号 平成 24 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 30 議案第 32 号 平成 25 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 31 議案第 33 号 平成 25 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 32 議案第 34 号 平成 25 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 33 議案第 35 号 平成 25 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 34 議案第 36 号 平成 25 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 35 議案第 37 号 平成 25 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 36 議案第 38 号 平成 25 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 37 議案第 39 号 平成 25 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 38 議案第 40 号 平成 25 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 39 議案第 41 号 平成 25 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 40 議案第 42 号 平成 25 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 41 議案第 43 号 平成 25 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 42 議案第 44 号 平成 25 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 43 議案第 45 号 平成 25 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について

- 日程第 4 4 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 4 5 議案第 4 7 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 4 6 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）  
について
- 日程第 4 7 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（案）について
- 日程第 4 8 陳情第 1 号 追分西町内に集会所の新規設置について
- 日程第 4 9 陳情第 2 号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求  
める陳情書
- 日程第 5 0 陳情第 3 号 年金 2 . 5 % の削減中止を求める陳情
- 日程第 5 1 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、10番佐藤義久議員より所用のため欠席の届がありましたので、報告致します。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第2号 潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について から 日程第50、陳情第3号 年金2.5%の削減中止を求める陳情まで】

○議長（千田正英） 日程第1、議案第2号、潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）についてから日程第50、陳情第3号、年金2.5%の削減中止を求める陳情までを一括議題とします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各委員長報告の後、条例案、特別会計への繰り入れ、市道路線の認定・変更及び陳情については議案ごとに採決まで行いますが、平成24年度各会計補正予算（案）及び平成25年度各会計予算（案）については質疑までとし、委員長報告が全て終了後に討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。

私から総務文教常任委員会の審査の報告を致します。

平成25年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

1. 審査年月日 平成25年2月27日、28日、3月1日、6日の4日間で行いました。

2つ目として、出席委員 児玉春雄、藤原幸作、菅原理恵子、戸田俊樹、堀井克見、佐々木嘉一、藤原幸雄の7名全員で行いました。

3つ目として、説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、議会

事務局長、部長待遇企画政策課長兼新庁舎建設室長、各関係課長。

4つ目として、書記 総務部財政課の渋谷一春さんを指名しております。

5つ、審査の経過と結果について。

議案第19号、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、長沼球場改修工事に伴い電光掲示板を新たに整備するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

委員からは、使用時間の1時間未満の端数についての質問があり、当局からは、社会教育施設条例など他の施設の設置条例では同様の条文となっており、整合性を図るために改正するものですとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）について。

本案は、財団法人秋田県市町村職員互助会の破産に伴う清算手続きが完了したため、条例を廃止するものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,772万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4,611万8,000円とするものでございます。

第3表、繰越明許費のうち、10款3項天王中学校耐震補強及び大規模改修事業は、平成25年度に3,982万1,000円を繰り越すものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

9款1項地方交付税は6,959万4,000円の増額で、予算計上済額と交付決定額との差額分を予算計上するものでございます。

13款2項5目教育費国庫補助金1,969万5,000円は、学校施設環境改善交付金で、天王中学校耐震補強及び大規模改修事業に関わるものでございます。

委員からは、天王中学校耐震補強及び大規模改修事業の全体事業費についての質問があり、当局からは、耐震化工事として約3,900万円、大規模改修工事として約8億1,000万円の合計約8億5,000万円の予定であり、そのうち体育館改修工事が約5億3,000万円で、現在の体育館は老朽化により解体し、現在の場所に新たに建設するものですとの回答がありました。

15款1項財産運用収入の主なものは、財政調整基金利子50万円と市役所庁舎建設基金



利子42万4,000円です。

2 項財産売払収入44万8,000円は、大豊小学校林立木売払収入です。

16款 1 項寄附金101万5,000円は、ふるさと応援寄附金です。

17款 2 項基金繰入金55万4,000円の減額で、宿泊施設運営振興基金繰入金118万4,000円の減額は、八郎潟ハイツ設備工事の請負差額及び住民生活に光をそそぐ基金繰入金です。これは、平成24年度で事業が終了することに伴い、全額を繰り入れするものでございます。

18款 1 項繰越金6,570万5,000円は、前年度繰越金です。

19款 5 項雑入74万7,000円は、市有建物共済災害共済金です。これは、有線放送施設の落雷被害によるものでございます。

20款 1 項市債は2,160万円の減額で、衛生債6,820万円は請負差額による減額、農林水産業債4,410万円は国の経済対策の追加及び事業の精算に伴うものでございます。土木債1,700万円は事業の精算による減額、教育債1,950万円は天王中学校耐震補強及び大規模改修事業に伴うものでございます。

委員からは、市債に関連して、ごみ処理施設の事業費が16億円から10億円に下がった理由についての質問があり、当局からは、入札の結果によるものとの回答がありました。歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項19目基金費は、ふるさと応援基金積立金161万7,000円、財政調整基金積立金218万4,000円、市役所庁舎建設基金積立金42万5,000円が主なものでございます。

10款 3 項中学校費4,042万2,000円の主なものは、天王中学校耐震補強及び大規模改修工事費です。

12款 1 項公債費は1億6,301万円の増額で、繰上償還に伴うものでございます。

委員からは、繰上償還することで来年度の予算にはどのような影響がありますかという質問があり、当局からは、来年度の償還額は5,600万円の軽減になりますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出132億1,100万円と定めるものでございます。

第2表、債務負担行為のうち天王本郷自治会館指定管理料は、期間を平成26年度から平成29年度まで、限度額を87万2,000円とするものでございます。

第3表、地方債11億2,670万円の主なものは、市役所庁舎整備事業債8,100万円、ごみ処理施設整備事業3億5,900万円と臨時財政対策債6億円でございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税24億5,659万6,000円は、前年度対比で0.5%増でございます。このうち市民税が0.2%の減、固定資産税が2.4%の減、市たばこ税が21.5%の増でございます。

2款地方譲与税1億3,400万円と6款地方消費税交付金2億5,400万円は、前年度と同額でございます。

9款地方交付税61億20万5,000円は、前年度対比で0.8%の減で、このうち普通交付税が58億20万5,000円、特別交付税が3億円です。

11款1項1目民生費負担金2節保育料負担金は、1億2,921万9,000円です。

12款1項7目教育使用料2,200万6,000円の主なものは、幼稚園使用料です。

14款2項県補助金の本委員会所管分は、2目4節児童福祉費補助金5,762万円、8目

教育費県補助金632万5,000円です。

3項1目総務費委託金の本委員会所管分の主なものは、4節選挙費委託金3,193万5,000円です。

17款2項基金繰入金502万9,000円の主なものは、市役所庁舎建設基金繰入金400万円です。

18款繰越金1億1,000万円は、前年度繰越金です。

20款市債11億2,670万円の主なものは、市役所庁舎整備事業債8,100万円、ごみ処理施設整備事業債3億5,900万円、道路整備事業債5,070万円、臨時財政対策債6億円です。

委員からは、水道事業出資債についての質問があり、当局からは、平成22年度より簡易水道統合事業と未普及地域解消事業を行っており、毎年5,000万円繰り出しております。出資債は繰出金の2分の1となりますとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款議会費2億722万7,000円の主なものは、議員報酬及び職員の人件費でございます。

2款1項総務管理費13億5,344万円の本委員会の所管分の主なものは、一般管理費では各種審議会等の委員報酬、職員の人件費、広報費では広報発行の印刷製本費、財政管理費では公会計整備委託料、財産管理費では庁舎の維持管理費及び市バスの購入費、企画振興費では各種審議会等の委員報酬、電子計算費では機器の保守管理委託料、自治振興費では自治会活動推進費補助金等、生活交通費ではマイタウンバス運行費補助金、市役所庁舎整備事業費では実施設計委託料等でございます。

委員からは、市役所庁舎整備事業に関わる実施設計の工期と敷地造成工事の実施時期についての質問があり、当局からは、実施設計については4月から9月までの6カ月間を予定しており、敷地造成工事については26年5月からの予定ですとの回答がありました。

また、八郎潟ハイツ設備工事については経営診断の結果を待ってから実施すべきではないかという質問があり、当局からは、自動ドアの更新工事であり、耐用年数も過ぎており、利用者の安全のために改修しなければならないとの回答がありました。

2項徴税费1億1,131万2,000円の主なものは、職員の人件費及び各種委託料です。

4項選挙費9,417万5,000円の主なものは、秋田県知事選挙費1,214万9,000円、市長選挙費219万7,000円、参議院議員選挙費2,186万3,000円、市議会議員選挙費4,151万6,000円です。

5 項統計調査費4,126万6,000円の主なものは、地籍調査に関わるものです。

6 項監査委員費738万5,000円の主なものは、監査委員報酬及び職員の人件費です。

3 款 2 項児童福祉費15億247万2,000円のうち本委員会所管分の主なものは、児童福祉総務費では、すこやか子育て支援事業費補助金、児童館費では管理運営費等、保育園費では管理運営費等、放課後児童健全育成費では放課後クラブ運営費等、地域子育て支援センター費では職員の人件費でございます。

委員からは、放課後児童クラブ指導員に研修等の学習機会を確保しているのかとの質問があり、当局からは、毎月1回、リーダー研修会を実施しており、参加者が他の指導員に伝達していますとの回答がありました。

5 款 1 項労働諸費のうち勤労青少年ホーム管理費654万2,000円は、勤労青少年ホームの管理に関わる経費でございます。

10 款 1 項教育総務費 2 億909万3,000円の主なものは、事務局費では職員の人件費と各種負担金及び補助金、外国青年招致事業費では外国語指導助手給料でございます。

2 項小学校費 2 億3,741万7,000円の主なものは、学校管理費では小学校6校の管理運営費、教育振興費では教材備品等の購入費及び扶助費でございます。

3 項中学校費 1 億9,832万3,000円の主なものは、学校管理費では中学校3校の管理運営費、教育振興費では中学校3校分の教育用コンピューター等購入費及び扶助費でございます。

4 項幼児教育費 1 億1,268万4,000円の主なものは、幼児教育総務費では職員の人件費及び各種補助金、幼稚園費では職員の人件費及び幼稚園1園分の管理運営費でございます。

5 項学校給食費9,722万6,000円は、小中学校9校分の学校給食に関わる経費でございます。

6 項社会教育費 1 億8,907万円の主なものは、社会教育総務費では職員の人件費と社会教育団体補助金、生涯学習推進費では石川理紀之助翁検定委託料と今年度より盆踊り大会の主管課が生涯学習課となり、それに関わる経費、公民館費では公民館及び分館の管理運営費、文化財保護費では報酬並びに文化財保護、施設等の維持管理費及び文化財保護団体への補助金、図書館費では図書館の管理運営と図書購入費、国民文化祭費では国民文化祭実行委員会補助金等でございます。

委員からは、石川理紀之助翁検定について、検定試験後の対策と国民文化祭事業の草

木谷の撮影会についての質問があり、当局からは、今後の伝習士への対応として、石川理紀之助翁を通じた潟上市のPR活動に貢献してもらいたいと考えております。また、撮影会については、当時の野良着姿や早乙女姿による田植え風景、史跡での撮影会なども考えながら進めておりますとの回答がありました。

7項保健体育費1億1,968万6,000円の主なものは、保健体育総務費では職員の人件費と市体育協会やスポーツ少年団への補助金、体育振興費では各種スポーツ大会の開催に関わる経費と今年度より実施されるチャレンジデー実行委員会補助金、体育施設費では施設の管理運営費と天王海洋センター艇庫等の工事費でございます。

委員からは、市体育協会の運営等について改善ができてきているのかとの質問があり、当局からは、補助金については事業実施していない加盟団体には交付しないなど改善を図っている。また、事務・会計についても自主的な運営ができるよう体制整備を図っているとの回答がありました。

12款公債費13億8,382万3,000円は、元金11億7,901万9,000円、利子2億480万4,000円です。前年度対比で7%の減となっております。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ90万円と定めるものでございます。

歳入について申し上げます。

2款1項基金繰入金89万5,000円は、財政調整基金繰入金です。

歳出について申し上げます。

1款1項総務管理費70万円の主なものは、協議員報酬と区有地の維持管理費です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ101万3,000円と定めるものでございます。

歳入について申し上げます。

2款1項基金繰入金82万8,000円は、財政調整基金繰入金です。

歳出について申し上げます。

1款1項総務管理費81万3,000円の主なものは、協議員報酬と区有地の維持管理費です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ77万7,000円と定めるものでございます。

歳入について申し上げます。

2款1項基金繰入金51万1,000円は、財政調整基金繰入金です。

歳出について申し上げます。

1款1項総務管理費57万7,000円の主なものは、協議員報酬と区有地の維持管理費でございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出13億1,150万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出157億5,762万3,000円とするものでございます。

第2表、繰越明許費のうち本委員会所管分は、10款3項天王中学校耐震補強及び大規模改修事業について補正前の金額3,982万1,000円を7億9,845万2,000円に増額するものでございます。

第3表、債務負担行為は、天王中学校耐震補強及び大規模改修事業で、期間を平成25年度、限度額を6,574万8,000円と定めるものでございます。

第4表地方債補正は、農業基盤整備事業について限度額5,780万円を1億3,220万円に増額し、漁港整備事業について限度額2,800万円を3,400万円に増額、道路改良事業について限度額6,280万円を6,820万円に増額、中学校整備事業について限度額3,970万円を6億500万円に増額するものでございます。

ごみ処理施設整備事業については、震災復興特別交付税を充当するため取りやめするものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

9款1項地方交付税は、1億8,739万3,000円の増額の主なものは震災復興特別交付税で、ごみ処理施設整備事業に充当するものでございます。

委員からは、震災復興特別交付税についての質問があり、当局からは、ごみ処理施設整備事業が対象となったことにより交付されるものですとの回答がありました。

13款2項5目教育費国庫補助金1億6,867万2,000円は、学校施設環境改善交付金で天王中学校耐震補強及び大規模改修事業に関わるものでございます。

7目総務費国庫補助金1億7,822万1,000円は、地域の元気臨時交付金です。

委員からは、交付金の趣旨及び交付割合についての質問があり、当局からは、国の平成24年度補正予算について、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため交付されるもので、交付割合は財政力に応じて7割から9割の範囲内で調整して上限額が決定され、本市の財政力から8割程度の配分があるものと見込んでいたとの回答がありました。

14款3項委託金321万円の増額は、秋田県知事選挙委託金です。

20款1項市債は4億9,330万円の増額で、これは国の経済対策に伴うものでございます。

委員からは、市債の追加により財政運営全般に与える影響についての質問があり、当局からは、市債についてはいずれも交付税算入率が50%以上と高いものであり、財政的に大きな影響を与えるものではないと見込んでいますとの回答がありました。

歳出について申し上げます。

2款4項選挙費321万円の増額は秋田県知事選挙に関わるもので、市内177カ所のポスター掲示場の除排雪委託料と昨年末に行われた衆議院議員選挙における投票率の結果を受け、4月7日執行の知事・市長選挙から、新たに追分の勤労青少年ホームに期日前投票所を設置し、投票率の向上を図るための経費でございます。

10款3項中学校費7億5,863万1,000円は、天王中学校耐震補強及び大規模改修事業に関わるものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、追分西町内に集会所の新規設置について（陳情）。

本陳情については、追分西町内会より参考人を招致し、当局より総務部長及び総務課長から意見聴取を行いました。

その結果、年間1,800人近くの利用者が見込まれることなどから採択すべきという意見と、集会所の必要性は認めるが用地購入については検討が必要であり継続審査とすべきという意見がありました。

採択とすべきと継続審査すべきとの意見が同数となり、本陳情は、委員長裁決により採択すべきものと決しました。

本委員会に付託された議案審査終了後、所管事務調査について協議をしました。

庁舎建設及び関連事業は40億円を超える潟上市の一大プロジェクトであることから、

所管の委員会として慎重かつ的確に審査を行うため、当局より、今後実施予定の事業などの説明をいただき、それらをもとに先進事例の調査・研究を行うことと致しました。

調査・研究内容は、全員協議会などを通して議員・議会全体の情報として共有するとともに、議会に判断等を委ねられた場合の判断材料としての活用を念頭に置いています。さらに、議決した予算などの執行状況について、執行権に留意しながら随時当局からの報告と説明を求め、現地確認なども実施して意見・提言を行っていくこととしています。

本委員会では、これらの活動を行うため、所管事務調査の実施と、合わせて閉会中の継続調査を全会一致で議決し、議長へ通知致しました。

以上をもって総務文教常任委員会の報告を終わります。

平成25年3月12日

潟上市市議会総務文教常任委員会委員長 藤原幸雄

潟上市市議会議会議長 千田正英 様

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第19号、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第19号、潟上市都市公園条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。



（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第21号、潟上市職員の厚生制度に関する条例を廃止する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第43号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第1号、追分西町内に集会所の新規設置についての質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございました。

委員長報告の中で、追分西町内集会所の新設についてです、用地購入については検討が必要であるというようなことをごさいますして、ここに継続審査をすべきと、こうなっていますけれども、用地購入についてはどのようなことで検討しなきゃならなかったのか、その理由について審査したと思います。それともう1点は、本陳情は委員長採決により採択すべきと、こうしたと。委員長はどのような判断で採択をしたのか。その点の2点についてひとつお答えいただきます。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 15番ですか、西村議員にお答えをします。

報告にも書いてございますけれども、今、何と申しますか、西町内会は約、戸数が230所帯ですか、近い将来に300になるのではないかとというような回答がございまして、私は何と申しますか、一番遠いところでは500mあるということをごさいますして。用地は買うとなればそれなりのお金は出さなければならないわけでごさいますけれども、あると申しますか、原因は、未だにまだ用地買収して対応したことがないと、それから、用地買収についてはもっと検討を要するのではないのかなというようなことをごさいます

して、両方のご意見がちょうど二つに割れたということで、私は、今どんどん伸びてくる町内会でもあるし、一番遠いところには500mもあると、それから高齢化が進んでいる中で500mも歩くとなれば、なかなか容易でないんじゃないかということも十分そのことを尊重して、苦渋の選択といたしますか、採択の方に回ったと、こういうことでございます。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。15番。

○15番（西村 武） 今、委員長からの答弁では用地購入した経緯がないと、こういうことだったようでございますけれども、これは確かに、ことぶき荘とかそういう集会所は市の方で用地を購入した経緯もありましたので、少しその辺は違うんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） あんまり具体的に言えば旧町内がわかりますので、そのことをちょっと、そういうところがあると。いわゆる用地購入してまでもこの施設を建てなければならないのかと。買うとなればそれなりにもっと時間をじっくり考えて継続審査すべきではないかというようなご意見がございまして、それ以上のことは言ってしまうとあと町内名もわかりますので、ひとつご遠慮願いたいと思います。

○議長（千田正英） 15番、再々質問ありますか。

○15番（西村 武） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、所管事務の調査について質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございました。

所管事務の調査については、私なりに少し疑問がありますので質問させていただきます。

まず、これまで総務文教常任委員会では新庁舎に関わる関連予算等につきましては、一度も反対や反対討論、そういうものもなかったようですね。今回もまたその設計料、そういうものが会期を大幅に残しながら全会一致で可決すべきものと決定しているわけですよ。そういう中で、まず今回所管事務の調査というようなことをございますので、私なりにまず少し調べてみました。この所管事務の調査というのは、法第109条に基づく所管事務の調査というようなことをございますして、その範囲は、例えば条例あるいはその他議案の立案のためとなっております。一番問題なのは、ここでは、法第109条では問題点のある具体の事務の改善策を究明するための調査が主であると、このように明記されておりますけれども、そこで今回、その目的については実施設計以降に予定される新庁舎建設事業及び関連事業について、あるいは先進事例の調査及び研究を行い、積極的に提言・提案を行う体制の整備と、このように申されておりますけれども、まずこれまで、これらに対しましては必要に応じて市民や、あるいは議員全体によって協議してきたことでもありますので、今後もやはりそうした方針の方がいいのではないかなと思いますけれども、それと、まず積極的に提案・提言を行うと、このようになっておりますけれども、まず、いつどのようにして積極的に提案・提言を行っていくのか、このまず今後のね、そういう、例えばそういう議会全体で行うことについては委員長はどのように考えておるのか。それともう一つは、その意見・提言をいつどのような方法で行うのか。これですね、これをひとつ。それともう一つは、これ、いいですか、委員長書いてますか。それともう一つは、まずここでは、その方法と致しまして当局より新庁舎建設、現庁舎の利活用の、新庁舎関連事業の説明を求め、それらをもとに委員会において先進事例を調査・研究する、そして委員会での調査・研究内容は、委員会、協議会は全員協議会等を通して議会議員全体で情報を共有すると、このようになっておりますけれども、これらもこれまで新庁舎の利活用につきましては、これまでも執行当局はその地元の皆さんの声をよく聞くと、あるいは議員全体で協議すると、必要に応じて協議していきますよ、こうなっておりますので、なぜ総務委員会になるのか、その点ですね。庁舎というのは、これは総務委員会だけでなく市民全体のものですから、やはりもし必要に応じて協議するならば全員の意見を出し合ってやるべきではないかと、私はこのよう

に思いますので、その点、委員長はどのように考えているのかお答えいただきます。

○議長（千田正英） 18番、藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 15番の西村議員にお答えをします。

いの一番で西村議員から、総務文教常任委員会でも全会一致で可決されたと、これまでも振り返ってほとんど反対がなかったのになぜかという、これの第1点だと思います。

私ども、誤解をしないでください、私ども総務文教常任委員会は、反対をしたり反対要件を探すためにやっているのではないということだけ誤解しないでください。私も庁舎建設推進の一人でございます、そんなことはございません。

ただ、委員長報告でも申し上げておりますように、この潟上市の庁舎そのものは、ほとんど潟上市始まって以来、あるいは終わる頃にはなかなかこの一大事業の40億、一つで、一本で40億という事業はないでしょうと、そういうことから私どもは献身的にこれを推進したいという意味合いからやっているもので、反対のための反対でないからひとつその点をご理解いただきたいと思います。

それから、先ほど委員長報告でも申し上げましたように、調査はしても執行権を尊重しながら、それを何といえますか妨害をしたり執行権を侵害するものでないということだけは申し上げておきたいと思います。

それから、閉会中の調査というのは、これはいつ頃やるのかということですが、実施設計に入った段階で、その後、当局からどのような進捗状況にあるか、あるいは今何といえますか、工事をしていてもどういう状態にあるかというのを見る機会もあると思います。閉会中の審査の許可を得ないと、総務常任委員会では急に集まってやあやあどうしたのといってもなかなかわからないし、ちなみに3月1日の日、場所まで私の総務常任委員会で踏査しております。そのときは非常に、よくここまではできてるな、よくやってくれたなというような、ほとんど委員の皆様は異口同音でこう対応しているというような状態で、私も市民の一人、総務常任委員会の一人として喜んでるところでございます。

それから、執行権の云々とあったけれどもね、これは侵害ももちろんできないけれども、これを私なりに地方自治法でちょっと見たけれども、やはり執行機関に対しての監視と申しますか、そこまで書いてるからそのまま読むけれども、監視とか、それから独走と申しますか、それをやはりチェックするというのもひとつのあれだけれども、ただ私どもはチェックチェックだけでなく、進捗状況とかその内容についても把握をしておく必

要があるだろうと。同時に、また議員の皆さんからも、何となつたと聞かれた場合にその説明責任もあると思いますので、そこら辺も対応するためにやはり総務常任委員会にそれなりに勉強しなければならないということでもありますので、くどいようでございますが、執行権は侵害は絶対しません。命令とか合流は絶対できないということになっておりますので、そのことは私ども十分承知しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 今、委員長から縷々答弁をいただきましたけれども、私の質問にね、ほとんど答えてないような感じがします。ということは、要するに所管の事務の調査というのは、その法109条においては何か問題があるかと、こういうことですよ。それと具体の事務ということは、この市で決まったその具体的なものについて、要するにその改善を求めていかなきゃならないような、これが所管事務の調査なんですよね。そのところはどうかとさっき聞いたんですよ。

それともう1点は、まず委員長は執行権の侵害にならないようにと、こういうふうに言っていますけれども、じゃあね、積極的に提案・提言というのは、いつどのようにして行うのかということです。私の調査、知っている範囲の中では、調査した結果、委員長報告でその提案・提言を本会議で行うと、これが提案・提言に当たるんですけども、その辺のところはどうなのかってさっき聞いてるんですよ。いつ委員長はどのようにその調査の結果を行うのかと、ここを私は聞いているんです。そこなんですよ。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 実施設計に入る段階でないと、今までの動きはまだわからないけれども、その段階で問題がない、問題はないんですよ。問題あれば我々予算でも原案のとおり可決すべきものじゃないですよ。いやいや、しかしながら、聞く機会もありますので、問題あれば特別委員会になると思いますが、私どもはそこまで何とか飛躍的な考えを持っていません。所管事務の調査というのは、私ども総務文教常任委員会所管の委員会に固有の権利でありますので、それは私はないと思います。私も地方自治法、若干かじってきましたので、その点は十分理解をしているつもりでございます。

○議長（千田正英） ほかに。15番、再々。

○15番（西村 武） もう1点ですね、じゃあ今までね、そういうふうに全員協議会と

かで議員全体が意見を出し合ってやってきたわけですよ。ですから、やはり今後もそのようにすべきと思いますが、委員長のお考えはどうですかとここも聞いてましたので、この点はどうでしょうか。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 私どもは、所管事務の云々というのは109条の4項に基づいて、その範囲内で常任委員会で調査をすると。調査をしたものは、ただ委員会で調査して、はいわかりましたではなく、やはり時と場合によっては全員協議会とか、それから何といたしますか、全員協議会などに呼びかけて、そして議長の取り計らいで報告をしなければならないというところもあろうかと思えます。なぜならば、くどいようでございますが、やはり何といたしますか、40億という一大事業でございますので、秋田市は百三十何億だけれども、それは別としても、ここでは一番大きな事業でありますので、それを何か危ないとかということじゃなく、間違いとかということじゃないです。したがって、今日まで原案のとおりこの問題は可決しておりますので、その点は誤解のないようにお願いします。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 同僚議員の質問と重なる点があると思いますが、この報告は本日の議案日程の51号に関わる説明、報告だと思えます。それで、この文面の12ページの下から9行目の「それらをもとに、先進地事例の調査・研究を行うことと致しました。」とありますが、これまで合併以来、総務常任委員会では、あるいは全体会では最重要課題として先進地事例を研修会、議員研修会という名目でいろいろなところを見て、それをもとに全員協議会なり総務文教常任委員会で提言などをしてきたと思えます。その年月は相当な年月、合併以来、もう9年、10年近くになりますから、それほど回数を重ねた先進地事例などをしてきたと思っております。このスケジュール、全体が示された段階でも、なおかつまた総務常任委員会で先進地を調査・研究するということはどんなことなのかと、こう思うわけです。今後も議会の研修委員会がありまして総務はきっとそのところでいろいろな先進地を見てくる機会があると思うので、継続審査、閉会中の中で調査・研究するというものはどんなものかと、こう私思うわけで、その点を委員長どうかひとつご答弁を願います。

○議長（千田正英） 18番藤原議員。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 今の、15番さんと重なることがありますけれども、

これは私の先ほど来申し上げておりますように重複するところがあります。ありましようが、いろいろ総務常任委員会でも議論ございました。総務常任委員会の総意でね、ここに書いたとおりに、結集されたものがここに書いてあります。この報告書を見ていただければわかると思います。何か問題あるからこの閉会中の調査を望むと、こういうことではないのでひとつご理解いただきたいと思ひますし、例えば先進地事例研修ということにあれば、当然実施設計以降だと思ひますが、この地方自治法にも私どもの任期中といひますか、12月の恐らく議会までだと思ひますが、しかしながら、その間毎日開くというわけでもないので、必要に応じて開くこととなりますので、先進地研修は研修としてあれだけども、私ども実施設計以降にそれを、その事業の進め方とかいろいろな面で調査をしたいと。ただ、当局のあらふりをするために行くわけではございませんので、その点、ある意味においてはもっと懐深くすればですね、この調査・研究によって市民から見た場合には福祉増進につながるのではないかと、あるものの本に書いておりますので、その点誤解しないでください。

○議長（千田正英） ただいまの13番さんの質問は、委員長に対して先進地の研修視察をするのかと、そういうふうなことを聞いてますので、ご答弁を願ひたいと思ひます。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 先進地へ行くって何も別によ、それさこだわる必要もないし、先進地ってばいわゆる自分たちの、うちの方はまだ今こういう状態だけれども、県内でも庁舎建てたところがあるとすればね、分庁方式から本庁方式になったというところを視察したいということがあれば、委員会の中でしたいということであれば、やらなければならないでしょうと、ここまででございます。

○議長（千田正英） 13番、再質問。

○13番（佐藤 昇） ここに明確に書いてあるとおりに、「先進地事例の調査・研究を行うことと致しました。」と、こうなんですよ。しかし我が議会では、総務常任委員会では、いつも庁舎問題がやはり重要だということで、通常7月頃、いつも先進事例をしているのではないかとということがありまして、わざわざ別のところをですね閉会中に先進地をして調査・研究するということは何のことなのかということをお尋ねするわけですよ。そこはどのようなことなのかということをお尋ねしたところなんです。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） あのね、総務常任委員会の総意を私述べましたので、これ以上のことは議運でもんでいただきたいと思ひます。暫時休憩をお願いします。



○議長（千田正英） 議事進行します。今の要するにあれでしょう、先進地を必要に応じて視察するという事ですから、このまま議事を進行します。

ほかにありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） この庁舎の建設については、議会の対応として2年前にさかのぼれば全員で庁舎建設特別委員会をつくりまして半年に及ぶいろいろなことをやってきました。その後、具体的に進む中で、議会の全員の申し合わせ事項として、これはさらに調査特別委員会をつくらないで全員で、議員で全員協議会なりやって、当局も一生懸命説明するというふうなことを了解しながら全員でやっていこうというふうな申し合わせ、約束ですよ、議員同士の約束、これをしたわけです。今、総務常任委員会で今出されたものはね、全員でやった約束をほごにして、私たちだけが所管だからこれをやりたい。これはね、前決めた、全員で決めたルールを破ることなんです。ですから私はそういうのは認められませんし、こういうことを出すこと自体がおかしいんです。そのことの議会のルールということについてはお話し合いありましたか、総務常任委員会の中では。

○議長（千田正英） ちょっとあれですよ、委員長の報告に対する質疑ですので、あくまでも。委員長は、委員会で審査あったことをご答弁願いたいと思います。報告願いたいと思います。18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 私はここに書いてあるとおりでございますけれども、先ほど藤原議員が、特別委員会と言ったね。これ大間違いですよ。私ら、何も特別委員会開くと、そこまで棚上げした覚えはひとつもございません。今、藤原議員から、特別委員会を立ち上げるということはそれはちょっといかがですかと、こういう問題でございますので、その点誤解のないように。

それから、私ども総務常任委員会では、こういうふうに一応決めたので、皆さんもできればね、この問題を取り上げるか上げないかは私らはあとこれ以上私はできないので、議運でもかけて対応してもらえれば大変ありがたいですね。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 今、藤原委員長がおっしゃいましたけれども、特別委員会つくるとかつくらないとかというふうなこと、誤解して聞いたんじゃないかなと私思うんですけども、2年前の特別委員会後に、先ほどもお話ししたことをまた繰り返すんですけども、今後の対応の仕方については特別委員会をつくらないで全員で行っていきましょ

うというふうなことを議員全員が約束したんですよ。だから今言った答弁の中でのこと、私は聞いてませんよ。この採択するに当たって、いやこれは全員でやっていくというふうなことを約束したから、こういう話はおかしいんでないかというふうなことが出たのか出ないのか、そこら辺を聞いたかったんですよ、私は。

○議長（千田正英） 18番。

今、一応質疑ありましたけど、それに対して答弁終わってから、議事運営、終わってから。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） お答えをします。

この庁舎建設に当たっては、委員の中から何ひとつ問題があるとか何とかと言った委員はございません。ただ、先ほど報告に申し上げておりますように、この大きないわゆる庁舎の問題は約40億円の膨大な一大プロジェクトでありますので、これは子々孫々まで残る庁舎でございますので、やはり先進地事例とかいろいろな面で対応すべきこともあるだろうと、あるだろうということで閉会中審査を申し込んでありますので、ただ明日から、さあ調査だあれだというわけでもないの、その点誤解のないようにお願いします。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 内容はね、調査する、あれを調査する、これを調査するというふうな内容を私聞いているんじゃないですよ。議会のルールとしてみんなが約束したことを、今総務常任委員会でやるとしていることは、その約束をほごにすること、私はそこを言ってるんです。その点については意見ありませんでしたかというふうなことを聞いているんですよ。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 約束をほごにするとかしないとかって、そういう言葉は1回も出ておりません。総務常任委員の方は優秀な方々おりますけれども、このことは十分議論した末でこのような文面が出てきたので、ひとつ誤解のないようにお願いします。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） ただいま皆さんの内容を聞きまして、私もこの文章を土曜日にいただきましてよく見ましたけれども、今これは所管事務の調査というのは、やはり今までさえも調査のことについてはみんなが協議してきた関係もあるので、やはり総務文教

常任委員だけの権限ではないと私は思います。どうですか、委員長。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 12番岡田議員に申し上げます。

いや、私どもだけといえちよつと誤解招くわけでございますが、これは所管事務の調査というのは、私ども地方自治法で認められている権能の範囲内で、いわゆる同時に、先ほど来申し上げておりますように執行権の侵害をしないで進言をすると、何も、そこひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 不規則発言はやめてくださいね。発言中に。

ほかにありませんか。ほかにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は11時20分から再開します。

午前11時10分 休憩

.....  
午前11時20分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開致します。

総務常任委員長からの発言がありますので許します。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 先ほどいろいろ議論をしましたが、先ほどは、109条4項も関連ありますけれども、109条9項によりまして、これは所管事務の調査ということでございますが、本日の一番最後の日程にありますのでひとつ議長から特段のご配慮をいただきたいと思います。それ載せてもらえれば。今回の問題を一番最後の日程に。

○議長（千田正英） はい、日程に追加しています。はい。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） そのときにひとつご配慮いただければありがたいと思います。入ってるすべ。

○議長（千田正英） 委員長あれですね、ただいまの発言は、閉会中の継続調査は自治法の109条の9項ということでお願いするということですね。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

**【社会厚生常任委員長の報告】**

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、社会厚生常任委員会の審査を報告致しま

す。

平成25年第1回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成25年2月27日、28日、3月6日

出席委員 中川光博、大谷貞廣、伊藤栄悦、西村 武、千田正英、小林 悟であります。

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長であります。

書記は、市民生活部市民課の小瀧清隆さんをお願いしております。

審査の経過と結果を報告致します。

議案第2号、潟上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法律第26条の規定に基づき、潟上市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため制定するものであります。

委員からは、第37条において潟上市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるとあるのは、既に法律ができているのかと質問があり、当局からは、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されており、この措置法の中で市町村対策本部に関する必要な事項が定められておりますとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものです。

委員からは、第152条の地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準について、居室の定員を4人以下にした理由は何か。また、4人以下にすることにより予想される効果はとの質問があり、当局からは、国の基準では必要と認められる場合は2人となっているものを本市では4人とするものですが、個室を利用した場合、居住費が高いことから、個室に比べ居住費が安い4人部屋の多床室があれば、収入に応じた居室を選ぶことができ利用しやすくするためであるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る予防介護のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため制定するものです。

委員からは、予防サービスにおいても居室の定員が定められているかとの質問があり、当局からは、介護度が要支援1・2の方を対象にするサービスであり、地域密着型介護老人福祉施設の基準がないので市独自の基準は定めていないとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例で定める必要があるため、関係部分を改正するものであります。

委員からは、現在の職員の技術管理者については条項のどこにあてはまるのか。また、何人いるのかとの質問があり、当局からは、条例案の第8項にあてはまり、資格を持っている職員は、ごみ処理施設が8人、最終処分場が5人との説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、市町村の権限移譲の推進に関する条例の規定に基づき、平成25年4月1日から権限移譲を受託するに当たり、それぞれの事務における申請等の手数料の徴収が必要となることから、関係部分を改正するものであります。

委員からは、職員数が削減される中で仕事量が増えることは過負荷になり、仕事のバランスが崩れることはないのかと質問があり、当局からは、届出等があった場合、事務量は増えますが、近くに保健所があるので助言を得ながら現在の人員で対応していきま

すとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害者保健施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成25年4月1日から施行されることに伴い、障害者自立支援法の一部改正により、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となるため、の条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、法律名が変更になれば事業内容も変わってくると思うが、どのように対応していくのかとの質問があり、当局からは、制度改正後の対応については、法の理念に基づいてそれぞれの障害に応じた福祉サービスの支援に努めていくこととなります。具体的な取り組みについては、この後、県の説明会を受けて進めていくこととなりますとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、児童扶養手当給付費負担金397万4,000円の減額ですが、これは実績見込みによるものです。

13款2項2目衛生費国庫補助金の主なものは循環型社会形成推進交付金で、5,799万3,000円の減額は事業費の確定によるものです。

14款1項1目民生費県負担金1,646万9,000円の減額は、国保保険基盤安定負担金1,119万6,000円の減額及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金527万3,000円の減額です。これはそれぞれ事業の確定によるものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項5目国民健康保険費3,467万5,000円の減額は、基盤安定支援事業及び財政安定化支援事業の事業確定による国保会計への繰出金の減額です。

3款1項9目後期高齢者医療費739万9,000円の減額の主なものは、後期高齢者医療特別会計繰出金です。これは保険基盤安定分の確定によるものです。

3款2項2目母子父子福祉費1,192万3,000円の減額は、児童扶養手当の実績見込みによるものです。

3款3項2目扶助費6,670万3,000円の増額は、前年度生活保護費等国庫負担金返還金です。これは事業の確定によるものです。

4款1項2目予防費670万3,000円の減額は、実績見込みによるものです。

4款2項3目クリーンセンター費1億3,354万5,000円の減額の主なものは、クリーンセンター基幹改良整備工事の契約差額によるものです。

9款1項1目消防費1,248万6,000円の減額の主なものは、湖東地区行政一部事務組合負担金の額の確定によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,978万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,955万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税4,778万4,000円の減額で、当初予算の調定額と決算見込み調定額の差によるものです。

5款1項1目前期高齢者交付金は、交付決定により5,243万円の増となりました。

歳出の主なものは、2款保険給付費7,331万2,000円の増で、ノロウイルス、インフルエンザの流行等による医療費の増を見込んだものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,689万4,000円とするものです。

主なものは、保険基盤安定分の額の確定によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,214万4,000円とするものです。

主なものは、介護認定審査会負担金の減額によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、介護給付費・訓練等給付費負担金2億3,600万3,000円、生活保護費負担金6億1,955万円、児童手当負担金3億3,880万円です。

13款2項2目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金は、クリーンセンター基幹改良整備事業の平成25年度の交付対象工事費の補助分の2億7,696万9,000円が主なものです。

14款1項1目民生費県負担金の主なものは、国保保険基盤安定負担金1億381万6,000円と介護給付費・訓練等給付費負担金1億1,800万1,000円と児童手当負担金7,630万円です。

14款2項2目民生費県補助金の主なものは、福祉医療費補助金で1億3,865万9,000円です。この補助金は県で行っている医療費助成制度で、県の制度拡大に合わせ、対象を未就学児から小学校6年生までとしたことにより、前年度対比で約2,800万円の増となっております。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費は、前年度対比で1,451万4,000円の減額ですが、主なものは人件費の減です。

3款1項2目障害者福祉費は、前年度対比で6,947万8,000円の増額ですが、主なものは、介護給付費・訓練等給付費の増によるものと権限移譲による育成医療給付費の増です。

3款1項3目福祉医療給付費は、前年度対比で5,183万1,000円の増額です。主なものは、県の制度拡大に合わせた小学6年生までの拡大分と市単独助成分で小学生約1,500人分が増となったことによるものです。

3款1項6目老人福祉費は、前年度対比で617万6,000円の減額です。主に、ことぶき荘工事請負費の減額によるものです。

3款1項7目介護保険費1,327万5,000円の増額は、主に介護保険事業特別会計繰出金の増額によるものです。

3款1項9目後期高齢者医療費は、前年度対比で1,656万3,000円の増額です。療養給付費の増により負担金が増額となったものです。

3款2項8目児童手当費は、前年度対比で1,817万2,000円の減額ですが、これは対象



者の減少によるものです。

3款3項2目扶助費は、前年度対比で746万6,000円の減額です。対象者数は410世帯、582人を見込んでおります。

4款1項2目予防費の増額の主なものは各種予防接種委託料で、これは新たにインフルエンザ予防接種を中学生・高校生・妊婦に拡大することによるものです。

4款1項3目母子保健費は、前年度対比で589万5,000円の増額で、主なものは、不妊、不育治療費助成金100万円、未熟児療育医療給付費400万円が主なものです。

委員から、自殺予防に取り組んでいるが、24年度の状況はどのようになっているかとの質問があり、当局からは、民間団体への補助金のほかに、市では無料弁護士相談やわらび座公演、こころの健康づくり講演会などを開催してきました。自殺者は年々減少しているとの説明がありました。

4款1項5目環境衛生費は、アオコ対策としてシルトフェンス2張りを購入する予定です。

4款2項2目廃棄物対策費は、前年度対比で5,879万1,000円の増額で、主なものは、クリーンセンター改良工事期間中、秋田市へのごみ処理委託料を計上したためです。内訳は、1トン当たり2万1,800円で2,000トンを予定しています。

4款2項3目クリーンセンター費8億9,190万2,000円の主なものは、クリーンセンターの維持管理の人件費と基幹改良整備工事費6億9,163万5,000円です。

4款2項5目し尿処理費は、前年度対比で2,707万9,000円の減額で、主なものは、昭和衛生センター休止によるものです。

9款1項1目消防費7億9,063万3,000円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業による飯田川支団第2分団及び昭和支団第8分団器具庫建築工事費2,179万5,000円、湖東地区行政一部事務組合負担金2億5,709万9,000円、男鹿地区消防一部事務組合負担金4億5,716万円が主なものです。

9款1項2目災害対策費2,622万1,000円の主なものは、潟上市津波ハザードマップ修正業務委託料で、昨年12月28日に県から提供されたデータに基づいて修正するものです。また、「秋田県総合防災情報システム」整備事業に関わる負担金は、ファックスによる気象情報、地震情報等、災害に関する情報が送信される防災情報システムです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ38億3,147万9,000円で、前年度対比1億1,040万5,000円の増額となっております。療養給付費の増を見込んでいるものですが、歳入歳出とも構成割合は24年度とほぼ同じです。

25年度新規事業として、ジェネリック医薬品の利用促進により医療費の削減と、患者負担の軽減を図るため「ジェネリック医薬品差額通知」を実施します。また、高額医療費の対象となった世帯に申請するようお知らせする「高額療養費勸奨通知」を実施します。この分として約3,800万円療養給付費が増えると見込んでいますが、被保険者の方々のことを第一に考え、新規事業として実施するとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,938万3,000円で、前年度対比59万1,000円の増額となっております。ほぼ前年度並みの予算額となっております。

保険料率は2年ごとに改定されるため、平成25年度の保険料率の改定はありません。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ31億3,893万2,000円で、前年度対比1億7,929万9,000円の増額となっております。主な理由は保険給付費の増で、介護サービスの利用増加によるものです。

委員からは、一般高齢者を対象とした一次予防事業に力を入れた方がよいのではないかとの意見があり、当局からは、介護予防教室を天王地区と昭和・飯田川地区に分けて40回ほど開催を計画しており、広報等で広く参加を呼びかけるとの説明がありました。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816万4,000円です。主なものは、介護予防サービス計画収入によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。

クリーンセンター基幹改良整備工事費に起債を充当する予定でしたが、震災復興特別交付税が交付されることになったため、財源内訳を変更するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、年金2.5%の削減中止を求める陳情。

委員からは、年金が2.5%削減されると年金受給者の生活が圧迫されることが予想さ

れるので、削減中止は採択すべきとの意見がありました。しかし今後のことを考えると、国では物価を2%引き上げる政策を実施すると表明していることから、物価の変動によりスライドする年金制度の持続的な安定のために不採択にすべきとの意見もあり、採決の結果、不採択多数でこの陳情は不採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

平成25年3月12日

鴻上市議会社会厚生常任委員会委員長 小林 悟

鴻上市議会議長 千田正英 様

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第2号、鴻上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第2号、鴻上市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、鴻上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第3号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第4号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第12号、潟上市廃棄物の処理及び

清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） この手数料条例のことで今年の4月1日から権限が市になりますけれども、要するにこの手数料は今まで保健所がみんな管理してあったと思います。そこで、ご商売なさる方は、許可申請を出して審査をしていただいてから開催するもののございますけれども、今、市の方で委託されると、この美容師、理容師、旅館業、クリーニング屋さんの、そもそも書いてるけども、これに対応する職員というんですか、この対応の仕方はどのように話されておりましたでしょうか。委員長さん、お願いします。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 12番にお答えします。

先ほども言いましたけれども、職員がそんなに多くないんですけれども、各窓口で対応しますけれども、それでわからない場合については保健所の方に相談しながらやっていくと、こういうような話をしておりましたので、十分対応できるのではないかという話をされていました。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。12番。

○12番（岡田 曙） わかりました。許可申請するための書類は窓口でいいんですけれども、その水を持ってくる場合もあるんです。申請する場合に。旅館業は特に水を検査する場合。これは水もここで一括して受け取るのでしょうかと思います。どうですか。そこまで話してますか。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） まずいわゆる窓口で受け付けまして、その関係、また専門的なことにつきましては、その関係の場所でやってもらうということにしております。

○12番（岡田 曙） わかりました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第14号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第18号、潟上市障害者自立支援法に関する審査会条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番(戸田俊樹) 委員長、御苦労さまでした。

国保税について、補正についてお伺いします。

今回1億数千万の補正をされて39億円ほどの予算総額になったわけですが、現在の国

保税の財務的な安定度はどのくらいあるか、その辺のところについて審議されているかどうか。

それから、決算的にはいずれ新たに出ると思いますけれども、相当の余剰金が、剰余といえますか、出る予定となっておるよういろいろな細工がされているというふうに見えますが、その辺の細かなことについてはどのような審査をされたか、ご報告をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 9番についてお答えします。

確かに国保税につきましては毎年どんどん増加していくような形になっております。ですけれども、確かに今いろんな意味においては基金的なものもある程度換算してはありますが、今のところはとりあえず十分な基金があるということになっておりますけれども、これが何年持つかそれまでわかりませんが、とりあえず基金はあるということで話されておりました。それ以上はしておりません。

○議長（千田正英） よろしいですか。

昼食のため、1時30分まで暫時休憩致します。再開は1時30分からです。

午後 0時00分 休憩

.....  
午後 1時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

議案第23号について質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第38号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第3号、年金2.5%の削減中止を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） この内容については不採択と、それから採択すべきだというふうな意見があったというふうなことの報告ですけれども、それぞれのもう少し詳しい内容、それから、物価の変動により、この中身にすれば「スライドする年金制度の持続的な安定のために」というふうなことで書いておりますけれども、正確的には2.5%の年金を削減しながら物価スライドはしないというふうな、そういうふうな中身なんです。この文章的にはちょっと、お話した方がそういうふうなことを言ったと思うんですが、これちょっと間違いじゃないのかっていうふうなこと、2点について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 14番の藤原典男議員にお答えします。

まず、国で決めた感覚でいえば2.5%削減すると、こういうこと言われましたので、



この件につきまして、やはり年金は下げられるということは受給者にとっては大変生活を圧迫することではないかと、こういうような方もおりました、その分については、これは削減を中止すべきではないかという意見も出されました。しかしながら、国でこの政策をよしとしたのであれば、物価スライド、いわゆるスライドで上がっていく場合は上がるだろうし、いわゆる下がる時は下がるということになってましたけれども、この時期はスライドに移行されないでそのまま確立されていたということなので、この後は物価スライドでそのとおりにいくべきではないかと。そうすれば上がる時は上がるということになるのではないかと、そういう考え方のもとにスライドに移行していった方がいいのではないかとということが多かったと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。

○14番（藤原典男） ありません。

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情書に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、間違いのないようお願い致します。

陳情第3号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択にすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

**【産業建設常任委員長の報告】**

○産業建設常任委員長（藤原典男） 平成25年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成25年2月27日、28日、3月1日、3月6日

出席委員 鈴木斌次郎、澤井昭二郎、菅原久和、佐藤義久、岡田 曙、佐藤 昇、藤

原典男

説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

書記 産業建設部 上下水道課 渋谷比奈子

#### 5. 審査の経過と結果について

議案第5号から13号までは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の改正に伴い、条例を制定、改正するものです。

議案第5号、潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）について。

本条例は、公営住宅法の改正に伴い、国の「公営住宅等整備基準」を参酌して公営住宅の整備基準を定めるもので、国と同様の基準で条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例（案）について。

本条例は、道路法の改正に伴い、国の「道路構造令」を参酌して市道の構造の技術的基準等を定めるもので、国と同様の基準で条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（案）について。

本条例は、河川法の改正に伴い、国の「河川管理施設等構造令」を参酌して市が管理する準用河川の構造の技術的基準について定めるもので、国と同様の基準で条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（案）について。

本条例は、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、法律及び政省令を参酌して都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園施設の設置基準等を定めるもので、国と同様の基準で条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、公営住宅法の改正に伴い、国の「公営住宅法施行令」を参酌して市営住宅の入居者資格を条例で定める必要があり、国と同様の基準で条例の関係部分を改正する

ものです。

委員からは、入居者への影響についての質問があり、当局からは、収入基準の緩和により入居対象者が増えることが予想されるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、水道法の改正に伴い、布設工事監督者を配置しなければならない水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準を条例で定める必要があり、国と同様の基準で条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、下水道法の改正に伴い、公共下水道の施設の構造の基準等を定める必要があるため、国と同様の基準で条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、土地改良法の改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

本条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、関係条例を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、太陽光発電施設、風力発電設備及び津波避難施設を道路に設置することが可能になったことにより、道路占用料を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、天王湖岸地区農業集落排水処理施設及び天王羽立地区農業集落排水処理施設を廃止することに伴い、同2地区を公共下水道処理区域に編入する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、羽立処理場、湖岸処理場の利活用についての質問があり、当局からは、羽立処理場は処理場の一部を汚水の流量調整として使用し、湖岸処理場については今後検討していきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項6目土木使用料496万4,000円の減額は、算定誤りによる市営住宅使用料によるものです。

委員からは、返還対象者への対応について質問があり、当局からは、入居者に対して説明会を実施し24年度分を今年度中に還付し、23年度以前の還付は、これから退去者の転出先等の調査をし、25年度6月補正を目処に予算措置をする予定で、全額を返還するとの説明がありました。委員からは、25年度早期の決着を要望しております。

13款2項4目土木費国庫補助金の減額の主なものは、道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金1,876万円で、交付金確定によるものです。

14款2項5目農林水産業費県補助金の増額の主なものは、農業費補助金の重点品目産地づくり支援交付金512万3,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

6款1項農業費の主なものは、4目農地費で県営土地改良事業負担金5,037万円です。

8款2項道路橋梁費の主なものは、2目道路新設改良費の委託料655万円と工事請負費2,203万8,000円の減額で、事業の完成見込みによるものです。

4項都市計画費の主なものは3目公共下水道費1,233万円の減額で、下水道事業特別会計繰出金です。

11款1項災害復旧費1,324万3,000円の減額は、上出戸地区排水路埋塞災害復旧工事で実績によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）

について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,502万7,000円とするもので、主なものは、豊川地区排水施設費の汚泥の処理手数料136万5,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,493万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,177万9,000円とするもので、流域下水道維持管理負担金1,100万円の減額と、事業の精算による公共下水道事業費276万7,000円の減額が主なものです。

委員からは、流域下水道維持管理負担金の減額理由について質問があり、当局からは、12月までの実績と3月までの推計の結果との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241万2,000円とするもので、財政調整基金への積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法の規定により、平成25年度潟上市一般会計から8,417万9,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、下水道事業推進のため、地方財政法の規定により、平成25年度潟上市一般会計から5億6,333万3,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法の規定により、平成25年度潟上市一般会計から399万8,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項6目土木使用料7,533万8,000円の主なものは、住宅使用料です。

委員からは、滞納にかかる欠損処理について質問があり、当局からは、徴収できないことが確実でなければ欠損できないが、不納欠損等の方法を探っていくと同時に徴収率の向上を図っていくとの回答がありました。

13款2項3目土木費国庫補助金8,102万7,000円は、道路橋梁費補助金と住宅費補助金の社会資本整備総合交付金です。

14款2項4目労働費県補助金1,261万3,000円は、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金です。

5目農林水産業費県補助金2,830万2,000円の主なものは、農業費補助金です。

14款3項4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金及び6目土木費委託金の主なものは、昭和工業団地管理業務委託金116万2,000円と各課に係る権限移譲推進事務交付金です。

19款3項1目貸付金元利収入9,291万7,000円の主なものは、中小企業振興融資預託金8,000万円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

4款1項7目浄化槽普及費509万8,000円の主なものは、合併処理浄化槽事業特別会計繰出金399万8,000円です。

8目水道事業費8,397万5,000円の主なものは、水道事業会計繰出金7,728万7,000円です。

5款1項3目緊急雇用創出臨時対策基金事業費1,267万1,000円の主なものは、非常勤職員の報酬で、学校安全サポート事業に関わる9名分の報酬です。

6款1項農業費2億8,080万7,000円の主なものは、3目農業振興費の経営所得安定対策推進事業費補助金995万8,000円、青年就農給付金750万円などを含む負担金補助及び交付金3,991万1,000円及び6目農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計繰出金8,417万9,000円です。

委員からは、青年就農給付金の対象要件と経営内容について質問があり、当局からは、対象者は45歳未満の「人・農地プラン」に位置づけされた農業者で、かつ就農後の総所

得が250万円未満であること。経営内容は、水稻のみ、水稻と野菜、花卉、果樹などで、現在5名が対象となっているとの回答がありました。

また、農地集積緊急対策事業補助金について集積の理由と実績について質問があり、当局からは、高齢化による離農や後継者不足が主な要因で、実績は利用権設定が20.7ヘクタール、所有権移転が1.4ヘクタールとなっているとの回答がありました。

6款2項林業費1,039万3,000円の主なものは、林道改修工事549万円と森林整備地域活動支援交付金190万円です。

7款1項商工費2億2,364万7,000円の主なものは、1目商工振興費の商品券事業を含む商工会補助金1,900万円と中小企業振興融資制度預託金8,000万円、2目観光費の鞍掛沼公園及びブルーメッセあきた関連施設の指定管理料7,200万円、3目地域活性化イベント事業費1,373万5,000円です。

8款2項道路橋梁費3億1,780万7,000円の主なものは、1目道路維持費の除雪委託料1億円、2目道路新設改良費の道路改良工事7,309万9,000円、改良工事負担金6,644万7,000円です。

委員からは、除雪委託料の予算計上の仕方について、過去の実績をもとに計上した方がいいのではないかと質問があり、当局からは、天候に左右されるので予想が難しく、財源の有効活用の面からも補正予算などで対応していくとの回答がありました。

8款4項都市計画費6億8,626万7,000円の主なものは、2目公園費の公園等指定管理料5,855万円をはじめとする委託料6,642万2,000円と、3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金5億6,333万3,000円です。

委員からは、2目公園費の公園整備補修工事の梅の里の公園整備工事について質問があり、当局からは、工事は3年計画で進めるものであり、実のなる木を植えていくことから、管理者を募集する際には配慮したいとの回答がありました。

8款5項住宅費6,089万5,000円の主なものは、1目建築住宅総務費の住宅リフォーム補助金3,900万円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億107万円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項農業集落排水施設使用料705万7,000円、4款1項一般会計繰入

金8,417万9,000円、7款1項下水道債510万円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款2項豊川地区排水施設費1,927万1,000円です。湖岸地区排水施設費、羽立地区排水施設費は、下水道区域に編入したことによる廃項です。

2款1項公債費は7,758万円、前年度より3,808万3,000円の減額です。

委員からは、公債費の償還金の減額の理由について質問があり、当局からは、羽立・湖岸地区が下水道区域に編入したことに伴い、償還金が下水道会計に移行したためとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,895万3,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項下水道使用料4億1,652万9,000円、5款1項一般会計繰入金5億6,333万3,000円、8款1項下水道債1億6,690万円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款1項総務費2億7,366万1,000円、2項事業費7,570万4,000円、2款1項公債費は8億4,858万8,000円です。

委員からは、未整備地区と整備計画について質問があり、当局からは、未整備地区は塩口北野市営団地、二田・二田新町、蒲沼地区の一部、芝桜団地、細谷長根の一部、大清水・飯塚地区の一部で、整備時期は平成30年度までの予定との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ673万9,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項合併処理浄化槽施設使用料268万6,000円、4款1項一般会計繰入金399万8,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款2項合併処理浄化槽施設費456万6,000円、2款1項公債費202万2,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。



議案第42号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ38万3,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、4款1項繰越金37万3,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款1項総務管理費33万3,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第46号、平成25年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

収益的収入について申し上げます。

1款1項営業収益は5億4,625万7,000円で、主に水道料金です。

2項営業外収益は2,957万4,000円で、一般会計負担金、水道加入金が主なものです。

収益的支出について申し上げます。

1款1項営業費用は4億4,198万円で、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費が主なものです。

2項営業外費用は1億559万7,000円で、企業債利息、消費税、繰延勘定償却によるものです。

資本的収入について申し上げます。

1款1項企業債は3,000万円で、大崎地区配水施設整備工事に伴う企業債です。前年度より5億7,000万円の減額は、新追分浄水場の完成によるものです。

4項補助金は4,292万3,000円で、大崎地区配水施設整備工事・実施設計・測量に伴う国庫補助金が主なものです。

資本的支出について申し上げます。

1款1項建設改良費は1億6,724万6,000円で、取水設備費と大崎地区配水施設整備工事に関わる配水設備費が主なものです。

2項企業債償還金は、1億6,698万7,000円です。

委員からは、大崎地区配水施設整備事業の概要、対象戸数について質問があり、当局からは、平成25年度から26年度までの配水施設整備事業で、水源地は大郷守水源地であること、住民アンケート結果では約8割程度の加入同意があったとの回答がありました。

また、災害時の各浄水場間の水の供給はどうなっているかの質問があり、当局からは、配水管の仕切弁の開閉により各給水区域に供給できるようになっているとの回答が

ありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、市道路線の認定及び変更について。

本案は、開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、道路法の規定に基づき、路線の認定及び変更するものです。

認定する路線が5路線、変更する路線が59路線で、変更は圃場整備による延長減と、路線名が現状にそぐわないための変更です。この認定及び変更により、総延長は39万9,531メートルになります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。

本補正予算は、国の緊急経済対策により平成25年度事業の前倒し等による事業で、全額繰越明許するものです。

歳入について申し上げます。

11款1項2目農林水産業費負担金730万8,000円は、農業水利施設保全合理化事業に伴う4土地改良区の事業負担金です。

13款2項3目農林水産業費国庫補助金1億9,783万2,000円の主なものは、農村整備事業費補助金の農業水利施設保全合理化事業費補助金1億5,089万7,000円です。

4目土木費国庫補助金7,556万9,000円は、道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金です。

歳出について申し上げます。

6款1項4目農地費3億6,218万1,000円の増額の主なものは、土地改良施設改修工事2億7,281万8,000円で、市内20カ所の農業水利施設の改修に関わるものです。

6款2項1目林業振興費180万円の増額は、林道内の橋梁12カ所の調査業務委託料です。

6款3項1目水産業振興費6,200万円の増額は、天王漁港の機能保全工事費と測量設計委託料です。

8款2項2目道路新設改良費1億2,368万3,000円の増額の主なものは、道路改良工事6,550万5,000円と除雪機械3台の購入費5,000万円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入に4,292万2,000円を増額し、6億3,120万円とするものです。

資本的支出に1億2,876万7,000円を増額し、11億8,075万2,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,584万5,000円の補てん財源として、過年度損益勘定留保資金を補正するものです。

25年度当初予算の大崎地区配水施設整備工事を緊急経済対策により前倒しして行うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書。

本件は、地域別最低賃金を大幅に引き上げること、全国一律最低賃金制度確立を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること、中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに中小零細業者の生活支援策を十分に講じることを要望しているものです。

委員からは、趣旨は理解できるが、今の景気状況で最低賃金の引き上げは企業の負担を増やすことになり、また、地域間格差はある程度やむを得ないとの意見が出され、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

産業建設常任委員長 藤原典男

潟上市市議会議長 千田正英 様

平成25年3月12日

以上でございます。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告ありました議案第5号、潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第5号、潟上市市営住宅等整備の基準に関する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第6号、潟上市市道の構造の技術的基準等を定める条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第7号、潟上市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例(案)につい

て質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第8号、潟上市都市公園の設置に関する基準等を定める条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第9号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第10号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第11号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第13号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第16号、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第17号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 産業建設委員長にお尋ね致します。

議案第20号は、この条例は多分、八郎湖の湖沼指定によって、いわゆる処理水を流さないための施設を廃止すると、それを下水道の方へ入れるということですが、いずれこの今報告書を見ますと、いわゆる条例改正ですから湖岸地区の処理場と天王羽立地区の処理場を2つ廃止するという事なんですね。ところが、委員の質問の中で、この処理場の利活用のことを問うておりますが、その中で羽立処理場は処理場の一部を汚水の流量調整として使うと。この場合、その辺の事情はどういうものでしょうか。まず、そうすれば流量調整の一部として使うとなれば下水道施設の一部になるのじゃないのかなど。そうすれば、その施設を廃止するという事はちょっとどういうものでしょうかな。その辺の議論をひとつありましたらお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） この廃止するというふうなことについては何の異論もございませんで、ただ、中で質疑されたのは、廃止する湖岸処理場については今後、建屋内を統人行事の備品置き場や、あと防災備品庫にする考えもありますけれども、詳しくは地元の要望を聞いた上で結論を出したいというふうなことです。それ以上の質疑はありませんでした。

○議長（千田正英） 19番、再質問。

○19番（佐々木嘉一） これは条例改正ですから、その施設を完全に廃止するというふうなことです。その中で一部を汚水の流量調整に使うとなれば、これは全く施設の一部として、下水道施設として使うんじゃないですか。そうすれば、この条例は、この一部は廃止できないのではないのかなと私はそういうふうを考えますけれども、なかったというふうなことです。その辺はどういうふうな見解ですか。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） それに対する私の見解は述べる事ができません。ただ、この羽立処理場については中継ポンプ場として活用するというふうな説明はございました。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。



(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第20号、潟上市農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第32号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第33号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第34号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第39号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について  
質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第40号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について質疑を  
行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第41号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）につい  
て質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第42号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について質疑を  
行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成25年度潟上市水道事業会計予算（案）について質疑を行いま  
す。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありま  
せんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、案第47号、市道路線の認定及び変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第49号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

これで各常任委員会の報告が終わりました。

これから平成24年度各会計補正予算（案）及び平成25年度各会計予算（案）について、順次討論、採決を行います。

最初に、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について、

討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第22号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第9号)(案)については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第23号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第24号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)については、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第25号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第26号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第27号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第28号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第2号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第29号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第30号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第31号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第35号、平成25年度潟上市一般会計予算（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。



これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第36号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第37号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第38号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第39号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第40号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第41号、平成25年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第42号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第43号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第44号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第45号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成25年度潟上市水道事業会計予算(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第46号、平成25年度潟上市水道事業会計予算(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第48号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第10号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第49号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

**【日程第51、常任委員会の閉会中の所管事務の調査について】**

○議長(千田正英) 次に、日程第51、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第103条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立少数です。したがって、委員長からの申し出がありました閉会中の継続審査については、否決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

なお、石川市長より発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長(石川光男) 大変お疲れのところ、貴重な時間をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

私の市長の任期は4月16日であります。したがって、この定例会が最後の議会となっておりますので、一言皆様に御礼と感謝の意を表したいと思っております。

まずもって、去る2月20日から今日に至るまで本定例会にご提案を申し上げました案件について、いずれも原案のとおり決定、議決をいただき、ありがとうございました。

振り返りますと、私は新生潟上市の初代市長として合併時から2期目を経て今日に至るまで、誠心誠意、潟上市のまちづくりに取り組んでまいりました。その市政運営における心情は、終始一貫、市民による市民のためのまちづくりとして、市民の一体感の醸成と活力あるまちづくりに努めてまいりました。

潟上市誕生から8年目、合併の集大成として市民からは、新庁舎建設を実現し、かつ行政改革を強力に推進すること、潟上市民が安心・安全に暮らせるまちづくりに全身全霊を傾けること、これらの多くの声がある中、百年の大計たる新庁舎建設もようやく緒につき、議会のご理解のもとに基本設計概要を市民の皆様にご公表の運びとなりました。潟上市に住む人々が心豊かに安心して暮らせる郷土潟上市をつくっていくこと、まちづくりの種をまき、ともに汗を流し、行動を起こすことから活路が開けるものと確信し、その基盤を確固たるものとして次の世代に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務であります。

議員並びに市民の皆様には、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げます、市長在籍に当たっての感謝とお礼の挨拶と致します。ありがとうございました。（拍手）

○議長（千田正英） これで石川市長の発言を終わります。

私からも、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は2月20日に招集され、本日まで21日間にわたり開催されました。会期中における議員各位並びに当局の皆様のご尽力に深く敬意を表するとともに、以上に寄せられたご協力に対して厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましては、今後の事務執行に当たり、より一層の効果的な行政運営に努めることを切望致します。

また、本年度末をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長い間のご精励に対し、心から感謝を申し上げます。今後ともに健康に十分に留意され、ご活躍されますよう心からご祈念致します。

閉会の挨拶と致します。

これもちまして平成25年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも大変お疲れさまでした。ご苦労様です。

---

午後 2時44分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 藤 原 典 男

〃 署名議員 西 村 武